

## 佐賀県被災宅地危険度判定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する者として、佐賀県被災宅地危険度判定士認定登録要綱(以下「認定登録要綱」という。)に基づき知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿(以下「宅地判定士名簿」という。)に登録した者をいう。
- 二 宅地 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 三 被災宅地危険度判定(以下「危険度判定」という) 宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 四 危険度判定実施本部 危険度判定を実施するために被災した市町の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 五 危険度判定支援本部 被災した市町の実施する危険度判定活動を支援するために、県に設置する組織をいう。

### (実施体制の整備等)

第3条 知事及び市町長は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対しこの要綱を円滑に運用するため、相互の連絡調整のための体制を整備するものとする。

### (危険度判定の実施)

第4条 この要綱による危険度判定は、被災した市町長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

### (支援体制等)

第5条 知事は、管下の被災した市町長の要請により、当該市町の区域内における危険度判定活動を支援するものとする。

- 2 知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときには、必要に応じて、他の都道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し宅地判定士の派遣等について調整を要請することができる。ただし、市町の要請が無い場合でも必要に応じて県が積極的に危険度判定活動を指導・指揮できるものとする。

3 県は、管下の被災した市町、他の都道府県又は国土交通省から宅地判定士の派遣について要請を受けたときは、登録した宅地判定士に対しすみやかに協力を依頼するものとする。

(判定結果の表示等)

第6条 市町長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じるものとする。

(宅地判定士の登録)

第7条 知事は、大地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、被災宅地危険度判定実施マニュアル(以下「実施マニュアル」という。)に基づき、当該宅地を調査し、その危険度を判定するため、宅地判定士を登録するものとする。

2 宅地判定士登録の詳細に関しては、別に定める要領による。

(判定調整員)

第8条 知事は、危険度判定の実施に当たり、宅地判定士である者で次項の業務を適正に行うことができると認められた者を、被災宅地危険度判定業務調整員(以下「判定調整員」という。)として認定するものとする。

2 判定調整員は、実施マニュアルに基づき、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

3 知事は、判定調整員を認定したときは、認定年月日を、名簿に記載するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年2月29日から施行する。